

平成 21 年 4 月から義肢等補装具の 支給方法等が大きく変更されます。

1 主な変更点

① これまでの現物支給から、費用の支給に変更されます。

義肢等補装具の現物支給から、義肢等補装具の購入（修理）に要した費用の支給になります。

※ 支給までの手続きについては、P3をご覧ください

② 申請者が受領委任を行えば、原則として、購入（修理）に要した費用を負担する必要はありません。

申請者は、義肢等補装具の販売（修理）を行った業者に、国から支給される金銭の受領を委任すれば、当該業者に購入（修理）に要した費用（基準に定める範囲内の金額に限ります。）を支払う必要はありません。

※ 支給までの手続きについては、P3をご覧ください

③ 一定の要件の下に、差額自己負担の取扱いが認められます。

一定の要件を満たせば、基準に定める価格との差額を申請者が負担し、基準額を超える義肢等補装具を購入（修理）することができます。



2 費用の支給申請等の手続

○ 申 請 等

義肢等補装具の購入（修理）に要する費用の支給を受けようとする場合は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」を、事業場を管轄する都道府県労働局（以下、「労働局」といいます。）に提出してください。労働局で必要な調査を行った上、支給要件を満たす方に、支給承認書及び「義肢等補装具購入・修理費用請求書」を郵送等により交付します。

○ 義肢等補装具業者に対する注文（申請者が行うこと）

支給承認書を受領した方は、義肢等補装具の販売（修理）を行う業者（以下「義肢等補装具業者」といいます。）に対し、支給承認書を提示し、義肢等補装具の購入（修理）の注文を行ってください。

注：支給承認を受けるまで、注文は行わないでください。
支給要件を満たしていない場合には、不承認となります。

3 申請者が費用負担せずに義肢等補装具の受給を希望する場合の手続

申請者が受領委任の手続を行えば、費用負担せずに義肢等補装具を受給できます

○ 受領委任の手続（申請者が行うこと）

注：受領委任の手続を行うに当たっては、注文時に義肢等補装具業者に受領委任が可能であることを必ず確認してください。

義肢等補装具業者に対し、労働局から支給される金銭の受領を委任する場合は、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」の委任状欄に、住所・氏名及び委任先（義肢等補装具業者）等を記入の上、当該請求書（その他請求に当たって必要事項を記入したもの）に支給承認書（写し）を添付し、委任先の義肢等補装具業者に渡してください。

○ 費用の請求（義肢等補装具業者が行うこと）

申請者が受領委任を行った場合は、委任を受けた義肢等補装具業者が、申請者に代わり、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」を労働局に提出してください。
なお、提出の際は、支給承認書（写し）等を添付してください。

4 申請者が一旦費用負担する方法で義肢等補装具の受給を希望する場合

申請者が一旦費用負担した後、別途、労働局あてに費用請求を行う必要があります

○ 領収書の発行（義肢等補装具業者が行うこと）

義肢等補装具業者は、申請者から義肢等補装具の購入（修理）に要した費用の支払を受けた際、当該申請者に領収書を発行してください。

○ 費用の請求（申請者が行うこと）

義肢等補装具の購入（修理）に要した費用を請求するために、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」を労働局に提出してください。

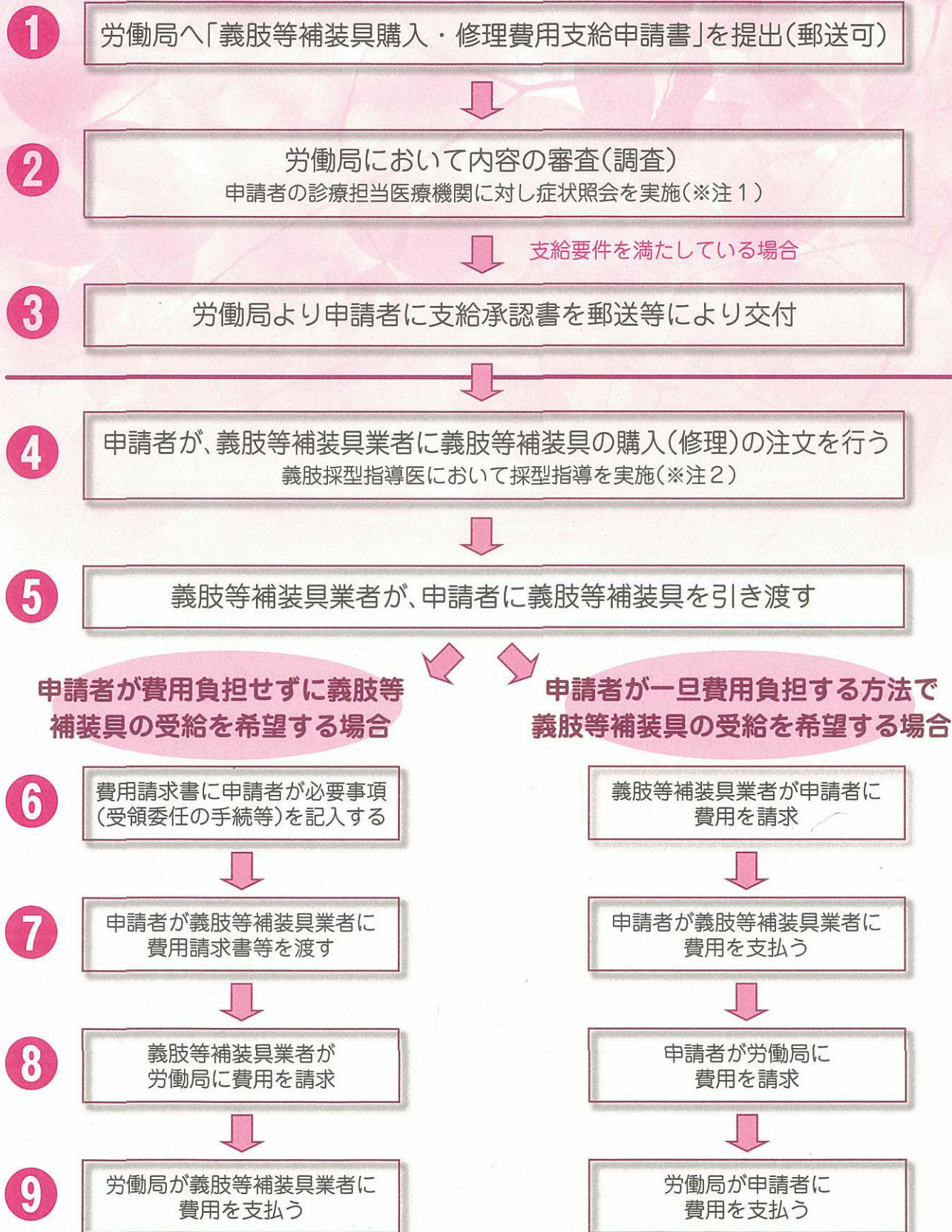
なお、提出の際は、支給承認書（写し）、領収書等を添付してください。

5

義肢等補装具の購入(修理)に要した費用の支給手続の流れ

手続の流れが変更しない部分

平成21年4月より手続の流れが変更する部分



※注1：症状照会を実施する種目：コンタクトレンズ、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、重度障害者用意思伝達装置

※注2：採型指導を実施する種目：義肢（筋電電動義手を含む。）、上肢装具及び下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車いす、電動車いす

都道府県労働局一覧

北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1620
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56	025(234)5925
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田48 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	780-8548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559

この記載内容又は詳細につきましてご不明の点がありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。